

奈良 保険医新聞

—発行所—

奈良県保険医協会

〒630-8013

奈良市三条大路2-1-10

TEL (0742) 33-2553

FAX (0742) 34-9644

http://www.nara-hokeni.jp/

発行人 竹島廣憲

年額 4,500円/月400円・送料共

印刷 きかんしコム

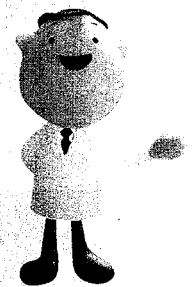
1000人を超え
さらに大きく

会員数 1089人

医科661 歯科428

(2月末日現在)

保険医協会の
共済制度



休
業
保
険
医

2019年税制改正大綱を読み解く ③

税制改正から考える 医業の事業承継

税理士 三瀬 義男 (税理士法人あおば)

シリーズ3回目は、医業に
対する事業承継税制について
検討します。まず、法人化を
していない個人診療所・病院
で、既に後継者が決まってい
る方は、平成31年度に新たに
創設された個人版事業承継税
制の活用をお勧めします。平
成30年の税制改正では、法人
が対象の事業承継税制に「特
例」がもつつけられ、非常に使
いやすく整備されました。本
年は「個人事業者にも」と、

中小企業支援団体の要望によ
り改正に加えられました。
個人版事業承継税制の特徴
は、事業にかかると不動産、機械
装置、診療機器等に対する財
産について、贈与税・相続税の
負担を猶予する制度です。19
年4月1日から5年以内に
「承継計画」を都道府県に提出
し、一定の要件を満たせば、
贈与・相続税の納税が猶予さ
れ、さらに、後継者死亡するま
で事業を継続し、資産を保有

すれば、納税は免除されます。
次に医療法人にかかる事業
承継税制について検討しま
す。平成30年に改正された法
人株式の納税猶予制度は医療
法人について適用することは
できません。代わりに、認定
医療法人に対する相続税・贈
与税の税制支援措置が設けら
れています。この制度趣旨
は、後継者への事業承継を促
進する観点ではなく、地域住
民への安定的な医療提供を目

的としています。そのため、
行政機関は医療法人に出資し
ている社員に「持分」の放棄
を求めます。通常、出資社員
は死亡により出資持分に対す
る相続税負担が生じます。ま
た、出資社員の退社の場合
は「時価」により払戻しを迫られ
る可能性があります。
出資持分を放棄すること
で、「持分なし医療法人」へ移
行した法人の出資金は、相続
税・贈与税の納税が免除され
る必要があります。

今回のシリーズは「改正
をテーマに相続・事業承継に
ついてお話ししました。相続税
は、民法や医療法の改正によ
り大きく影響します。よっ
て、定期的な法改正を視野に
相続・事業承継の準備を進め
る必要があります。

がま通にた税年 を上かに檢た、このたのりれ
がミ帯バセ経 を声会会め、よ、乗げの病在の、活の利し

未入会の先生方へ

保険医協会にぜひご入会ください
に活動し、明るい未来を
切り開きましよう

おもに県下の
型による団体
ります。
併護士に
頼りに